指定野菜価格安定対策事業

項目	事業内容
根拠法令等	野菜生産出荷安定法・独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書
事業主体	独立行政法人農畜産業振興機構
対象野菜	（重要野菜） たまねぎ△ 秋冬だいこん△ 秋冬はくさい△ 春キャベツ△ 夏秋キャベツ△ 冬キャベツ△ 以上４品目６種別 （一般野菜） 夏秋きゅうり□　ばれいしょ　春レタス△ 冬春きゅうり□　春だいこん△　夏秋レタス△ 夏秋ピーマン□　夏だいこん△　冬レタス△□ 冬春ピーマン□　春夏にんじん△□　春ねぎ 夏秋トマト□　秋にんじん△　夏ねぎ 冬春トマト□　冬にんじん△　秋冬ねぎ 夏秋なす□　春はくさい△　ほうれんそう 冬春なす□　夏はくさい△ 秋冬さといも　以上１２品目２４種別 （△印は需給調整対象品目、その他は需給調整非対象品目）、(□印は資材価格高騰時対象品目) （＿＿は本県加入品目　９品目１０種別） 加工用品種を含む。ただし、でんぷん又はアルコール原料用ばれいしょは除く。
産地の要件	１．作付面積 現行指定産地型：葉茎菜類・根菜類　２０ｈａ以上／果菜類（夏秋もの）　１２ｈａ以上／果菜類（冬春もの）　８ｈａ以上 複合指定産地型：葉茎菜類・根菜類　１６ｈａ以上／果菜類（夏秋もの）　１０ｈａ以上／果菜類（冬春もの）　６ｈａ以上 左の類別毎の面積要件を満たし、２種類以上で構成されている産地 ２．共同出荷割合：総出荷量の２／３以上（ただし、特例要件①②をいずれも満たせば１/２以上） ①作付面積要件：キャベツ・だいこん・たまねぎ・にんじん・はくさい・ばれいしょ・レタス…50ha きゅうり・トマト・なす・ピーマン…冬春 20ha・夏秋 30ha ねぎ…25ha　さといも・ほうれんそう…20ha ②出荷単収要件：全国又は県の出荷単収の８割以上。ただし、気候条件等を含めて総合的に判断。
産地の登録要 出荷団体（JA・経済連・全農等）	上記の産地要件とする。
産地の登録要 生産者（大規模生産者等）	現行指定産地型：葉茎菜類・根菜類／果菜類（夏秋もの）／果菜類（冬春もの）　概ね　２ｈａ以上　概ね＝８割以上
保証対象数量	ブロック別に予約をした数量を限度とする。
保証のしくみ　Ａ基準額	過去６ヶ年の中央卸売市場価格を卸売物価指数で修正した平均価格
保証のしくみ　Ｂ保証基準額	Ａ×９／１０
保証のしくみ　Ｃ最低基準額	Ａ×６／１０　（特例７０～Ａ×７／１０、特例６５～Ａ×６．５／１０　特例５５～Ａ×５．５／１０、特例５０～Ａ×５／１０）
保証のしくみ　Ｄ資金造成単価	重要野菜：（Ｂ－Ｃ）×〔α(3区分)＋特別補給金 10％〕 一般野菜：（Ｂ－Ｃ）×〔α(3区分)＋特別補給金 10％(選択)〕ただし、需給調整対象品目で需給調整対策に参加していない産地は（Ｂ－Ｃ）×β(3区分) 産地区分により　α：９０、８０、７０％　β：８０、７０、６０％
保証のしくみ　Ｅ平均販売価額	全国の指定産地総販売実績のブロック別・旬別(さといも・ばれいしょ・たまねぎは月別)加重平均価格
保証のしくみ　Ｆ価格差補給交付金	重要野菜： 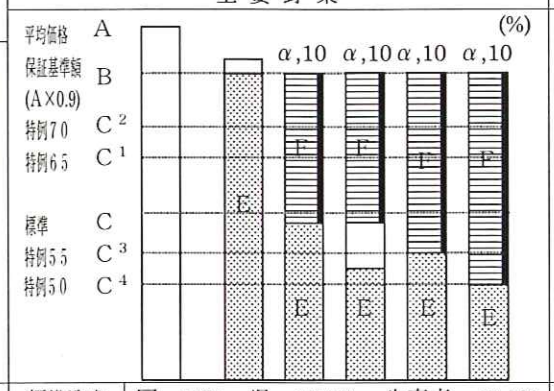 一般野菜： 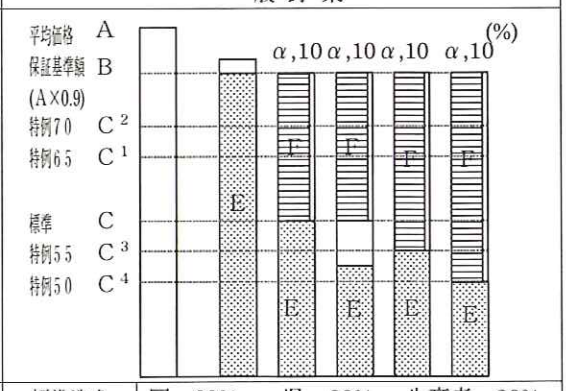
資金造成の負担割合※県、生産者負担は種別負担率により算出(詳細は次頁を参照のこと)	標準造成：国　65%、県　17.5%、生産者　17.5% 特定造成（特例 50）：特例 50 については、55%との差額部分の負担が次の通りとなる（この場合は産地強化計画の策定必要） (加工・業務用推進タイプ以外)　国 50%, 県 25%, 生産者 25% (加工・業務用推進タイプ含む)　国 65%, 県 17.5%, 生産者 17.5% 標準造成：国　60%、県　20%、生産者　20% 特定造成（特例 50.55）：特例 50,55 については、標準 60%との差額部分の負担が次の通りとなる（この場合は産地強化計画の策定必要） (加工・業務用推進タイプ以外)　国 50%, 県 25%, 生産者 25% (加工・業務用推進タイプ含む)　国 60%, 県 20%, 生産者 20%